

議案第76号

東近江市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

東近江市スポーツ施設条例（平成17年東近江市条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

大アリーナ（3面）	1面1時間	600円	1面とは、バ ボールコート をいう。
	（ただし、3面利用の場合 は1,400円、1.5面利用の場 合は800円とする。）		
	特殊照明料 3面1時間	全灯600円 半灯300円	
小アリーナ	1時間	600円	
	特殊照明料1 時間	全灯200円	

レー 1面	を	「	大アリーナ（2面）	平日1面1時 間 （冷房期間中 の場合）	1,500円 (3,500円)	1面とは、バス ケットボールコー 1面をいう。
				休日1面1時 間 （冷房期間中 の場合）	2,000円 (4,000円)	
			小アリーナ	1時間	600円	

ケ ト	に、	「	アリーナ（2面）	1面1時間	1,000円	1面とは、バスケ ットボールコート 面をいう。

ツ 1	を	アリーナ（２面）	平日１面１時間 （冷房期間中 の場合）	1,500円 (3,500円)	１面とは、バスケットボールコート１面をいう。
			休日１面１時間 （冷房期間中 の場合）	2,000円 (4,000円)	

に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の別表第３の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

東近江市総合運動公園布引体育館の冷暖房設備新設に伴い、同施設等の使用料を変更したく、本議案を提出するものである。